

横浜自然観察の森 指定管理者公募要項

令和元年6月
横浜市環境創造局みどりアップ推進部
みどりアップ推進課

目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公募の概要	1
	（1）対象施設	1
	（2）指定期間	1
	（3）指定管理者の公募及び選定	1
	（4）問合せ先	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	横浜自然観察の森の概要	1
	（1）施設の設置目的	1
	（2）目的達成の手段	2
	（3）実施事業	2
	（4）職員配置及び経費等	4
	（5）リスク分担	6
	（6）業務実施上の留意事項	7
5	公募及び選定に関する事項	11
	（1）公募スケジュール	11
	（2）公募手続きについて	11
	（3）審査・選定の手続きについて	12
	（4）応募手続きについて	15
	（5）応募条件等について	17
6	協定及び準備に関する事項	18
	（1）協定の締結	18
	（2）協定の主な内容	18
	（3）準備業務	19
	（4）指定候補者の変更	19
	（5）指定取消及び管理業務の停止等	19

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、令和2年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜自然観察の森（以下、随時「自然観察の森」と略します。）
施設の詳細については仕様書や維持管理水準書等を参照してください。

(2) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定

（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜自然観察の森指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会等」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から自然観察の森の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、環境創造局のホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

なお、共同事業体での応募も可能ですが、その場合、代表団体が業務の統括をし、主となる管理運営を実施しますので、構成団体が業務の統括及び管理運営の主体となることはできません。代表団体が業務の統括及び業務の主とならない事業計画書は無効とします。また、指定管理期間中も代表団が業務の統括及び業務の主とならない管理運営をした場合、応募条件違反となり、年度の事業計画書や事業報告書の公表も不可能となるため、次点の指定候補者へ指定管理者を繰り上げる等の措置を取ることがあります。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1（関内中央ビル）
横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課森づくり担当（6階62番窓口）
電話 045 (671) 2624 Fax 045 (224) 6627
E-mail ks-jurinchi@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜自然観察の森条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
（詳細は、以下を参照してください）

4 横浜自然観察の森の概要

(1) 施設の設置目的

自然観察の森は、「自然環境の中で植物及び昆虫、野鳥等の小動物と触れ合い、これらの観察を通じて自然保護思想の普及及び向上を図るため」に設置された施設です。（横浜自然観察の森条例第1条）

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りとなります。

ア 自然観察の森の管理運営

横浜自然観察の森条例の第2条にある「環境教育」「環境調査」「環境管理」の3つの事業を柱とし、相互に関連を持たせつつ、身近な自然環境の保全および自然保護教育の拠点となるよう管理運営を行うこととします。

イ 横浜市の施策への協力

ウ その他

(3) 実施事業

ア 自然観察の森の管理運営

(ア) 管理運営業務

- ①管理運営体制の構築
- ②収支計画の策定
- ③実施計画書及び収支予算書等の作成
- ④事業報告書及び収支決算書等の作成

(イ) 維持管理業務

- ①園地の管理
- ②樹木の管理
- ③巡回点検
- ④施設の点検と管理
- ⑤設備の点検と管理
- ⑥施設・設備の修繕
- ⑦建物の清掃
- ⑧備品の利用・管理

(ウ) 環境学習企画・実施

- ①普及・教育
- ②行事实施
- ③ボランティアコーディネーター業務
- ④広報
- ⑤近隣施設との連携

(エ) 環境調査業務

- ①準備・運営・報告
- ②モニタリング調査
- ③環境教育効果測定調査
- ④生物保全基礎調査
- ⑤観察資源調査

(オ) 保全管理計画に関する業務

(カ) ウェルカムセンター運営業務

- ①森に親しむ行事の開催
- ②関係団体との調整等

(キ) 有料施設（研修室）の管理運営業務

- ①有料施設（研修室）の運用
- ②利用料金に関すること

イ 横浜市の施策への協力

横浜市環境創造局の実施事業や横浜市の方針・施策に、積極的に協力してください。

(ア) 横浜市環境創造局の実施事業への協力

横浜みどりアップ計画や横浜市水と緑の基本計画等の環境創造局が実施している取組を理解し、積極的に協力してください。

(イ) 温室効果ガスの削減への協力

①横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）

計画に基づき、事業活動によるエネルギー消費の削減、環境負荷の少ないエネルギーの供給の増加、削減取組と地域経済の発展が両立するよう環境に配慮してください。あわせて、ゴミ処理以外の方法による温室効果ガスの削減に努めてください。

②横浜市一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3R 夢プラン」

廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを進める取組に協力し、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減に努めてください。

(ウ) 横浜市内経済活性化への協力

横浜市では、平成22年4月1日から横浜市内中小企業振興基本条例を施行し、市内中小企業への優先発注に努めています。

指定管理者は、横浜市内中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、横浜市内中小企業への優先発注に努めることとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(エ) その他横浜市への協力

自然観察の森の現状や管理運営に関する調査等があった場合には、必ず協力してください。

自然観察の森を使用し横浜市が実施又は要請する事業（防災訓練、イベント等の実施）があった場合には、管理運営に支障が生ずる場合を除き、積極的に参加・協力してください。

その他区局の運営方針等、横浜市政に関して協力するよう努めてください。

ウ その他

ア及びイの事業を通じて自然観察の森の設置目的を効果的に達成するため、次の取組を行います。

(ア) 自主事業の提案及び実施

指定管理者の民間ノウハウ活用等による創意工夫の取組や、利用者に向けた利便性の向上の取組、自治会町内会等の地域の団体や地域住民、ボランティア団体との協働・連携に関する取組等を提案してください。

(イ) 地域の課題への理解

地域における自然観察の森に関する計画や課題について把握、理解し、必要に応じて地域の団体や地域住民、関係団体と協力し課題解決に努めてください。

(4) 職員配置及び経費等

ア 職員配置

自然観察の森の指定管理業務に従事する職員として、労働基準法等関係法令を順守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置することとします。人員体制については、事業計画書及び、賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書で提案してください。なお、予算を含めたすべての業務を統括する施設長を配置することとし、応募団体は面接審査実施までに予定者を決定してください。

提案された人員配置は人件費単価の増減指標としますので、必ず遵守してください。

イ 人材育成

研修の実施や職員配置、人事異動等により自然観察の森の管理運営を担う人材の育成や専門的な技術継承等を行ってください。

ウ 指定管理料

自然観察の森の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

<指定管理料の考え方>

指定管理料(消費税 10%相当含) = 管理運営経費※1 - 利用料金収入※2

※1 指定管理者の人件費、事務費、事業費、光熱水費(電気料金等も含みます)、委託費、修繕費、備品費、保険料、一般管理費その他すべての経費が含まれます。人件費については、横浜市で目安となる額を定めることは応募団体の創意工夫を阻害することとなりますので、行いません。応募団体の考えで人員配置を決定し、算出した人件費を事業計画書等に記載してください。

また、別途提示する指定管理料上限額を上限として提案をしてください。

※2 横浜市が設定した利用料金収入見込み額です。それを超えて収入があった場合は、指定管理者の収入とすることができます。

エ 賃金水準の変動への対応

賃金水準の変動については、ご提案いただいた人件費単価を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準

スライド」という。)

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照ください。

- ※1 応募受付時に賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書(様式賃-1)を必ず提出していただきますが、応募団体は、雇用形態別に自然観察の森で働く職員かつ、直接雇用する者の配置予定の人数及び配置理由がわかるよう記載をお願いします。自然観察の森の現場で直接業務に従事していない職員は対象外ですので記載をしないでください。
- ※2 賃金水準変動に伴う人件費の対応状況について、みどりアップ推進課が確認を行います。適正に取扱いが行われていなかった場合には、事実関係及び理由の確認を行い、不適切な場合は実績評価で減点対象となります。
- ※3 提案書に記載をする基礎単価は、施設で働く職員一人一年あたりの人件費のうち、賃金水準の変動により影響を受ける部分を算出するための基準となる数値です。基礎単価の算出方法については、指定期間中の人件費については、事業計画書等の他の提案内容と同じように、指定管理者によって作成・提案されるものであり、その算出方法について、横浜市として規定することはいたしません。

この基礎単価を用いて市が基礎単価に賃金水準の変動率を乗じて毎年度の人件費を算出することで反映させるため、応募者が基礎単価を算出する際には、賃金水準の変動による影響を見込まずに算出します。指定期間中に一律で用いる単価であるため、指定期間を通じて用いることが可能な額を算出してください。

定期昇給等賃金水準の変動以外の要素により、人件費の単価が変わることが予想される場合には、それを勘案して、基礎単価を算出していただくことになります。

例えば、指定期間中の雇用形態別の賃金水準スライドの対象となる人件費の総額を、配置予定総人数で除すことで算出した、平均額とすることなどが考えられます。
- ※4 配置予定人数は、雇用総人数ではなく人工を指します。したがって、実際に施設で働く総人数ではなく、その業務を行うための人数を数えてください。場合によっては、小数点以下になることも考えられます。上半期に1名、下半期に1名の雇用だった場合は、1年あたりの配置予定人数は2名ではなく、1名として数えてください。

1名の職員が複数事業を担当している場合、A事業は0.5名、B事業は0.5名として数えることも考えられます。
- ※5 正規雇用職員等とは、主に、①契約期間が指定期間と同等か、それ以上であり、②フルタイム労働をしている者で、「正社員」「社員」と呼ばれている職員を指します。
- ※6 臨時雇用職員等とは、主に、正規雇用職員等に当たらない者で、「パート」「アルバイト」と呼ばれている職員を指します。
- ※7 人件費の見直しは、実態と著しくかい離してしまうことを防ぐために、みどりアップ推進課が月報により、職員の配置状況等を確認します。
- ※8 賃金水準スライドに関する指定管理者への対応状況の確認については、みどりアップ推進課が、毎年度の終了後に、提出される決算報告書及びアンケート等により、人件費の対応状況等を確認します。

オ 小破修繕

建物・設備・備品等の修繕等については、1か所1件あたり税込50万円までの範囲内で、指定管理者が負担します。

カ 利用者の実費負担について

印刷機、複写機等の使用にかかる印刷費・紙代等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷、修繕等	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの(負担限度付き)		50万円	

利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※2	不可抗力による建物・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

- ※1 ①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用
 ②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用
 ※2 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (イ) 横浜自然観察の森条例（昭和 60 年 10 月条例第 33 号）
- (ロ) 横浜自然観察の森条例施行規則（昭和 61 年 3 月規則第 15 号）
- (ハ) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- (ニ) 横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月条例第 15 号）及び横浜市行政手続条例施行規則（平成 7 年 6 月規則第 80 号）
- (ホ) 横浜市公有財産規則（昭和 39 年規則第 60 号）
- (ヘ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ニ) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (コ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法、障害者の雇用の促進等に関する法律等）
- (サ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (シ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ス) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (セ) その他（警備業法、農薬取締法、身体障害者補助犬法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、健康増進法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等）

<その他横浜市の計画・施策等>（順不同）

- (ア) 横浜みどりアップ計画[2019-2023]
- (イ) 横浜市環境管理計画
- (ロ) 横浜市水と緑の基本計画
- (ハ) 横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）
- (ニ) 横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ 3R 夢プラン）
- (ホ) 横浜市エネルギーアクションプラン

- (キ) 横浜市防災計画
- (ク) 横浜市予算決算及び金銭会計規則
- (ケ) 横浜市電気工作物保安規程
- (コ) 障害者差別解消の推進に関する取組指針
- (カ) 男女共同参画政策
- (シ) 公募要項(本要項)
- (ス) 横浜自然観察の森管理運営業務仕様書
- (セ) 維持管理基本水準書
- (ソ) 横浜市公園施設点検マニュアル
- (タ) 指定管理者災害対応の手引き
- (チ) 施設管理者点検マニュアル(建築局)
- (ツ) 横浜自然観察の森保全管理計画書

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出し、みどりアップ推進課の承認を受けることとします。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会による第三者評価の受審を指定管理者の義務とし、結果を公表します。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目を目安とし、横浜市が指定する時期とします。

(エ) みどりアップ推進課が毎年実施する評価

みどりアップ推進課は、指定管理者の業務が、すべての応募条件を遵守していることや提案書、年度事業計画書、指定管理者と締結する年度協定書等に基づいて管理運営がされていることを確認するため、書面調査、実地調査、聞き取り等により業務点検を行い、自己評価と合わせて毎年度の評価を行います。

(オ) 実績評価

次期指定管理者の選定時に現指定管理者が応募する場合、(ウ)、(エ)の実績に基づいて、加減点を実施し、次期選定へのインセンティブとして反映をします。

(カ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継

ぎを行うものとしします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととしします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととしします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとしします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととしします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ② 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとしします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者としします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、みどりアップ推進課に苦情・要望処理報告書により報告することとしします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に自然観察の森を利用している利用者の継続利用を妨げないこととしします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととしします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるとしします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとしします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとしします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」、「公園施設点検マニュアル」などに基いて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

自然観察の森は、現段階では、本市防災計画での位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 業務の委託

指定管理者は、業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないこととします。ただし、業務の一部を第三者に委託することはできるものとします。業務の主たる部分か一部かの判断が明確でない場合は、あらかじめ協議することとします。

(ス) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(セ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ソ) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあつ

て、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(タ) 障害者雇用・就労支援

指定管理業務の遂行にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主として障害者雇用率の達成を図り、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用に努めてください。

(チ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(ツ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮してください。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、みどりアップ推進課と協議を行なうこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア	公募要項の公表	令和元年6月24日（月）
イ	現地見学会及び応募説明会	7月4日（木）
ウ	公募要項に関する質問受付	7月5日（金）～10日（水）
エ	公募要項に関する質問回答	7月17日（水） 予定
オ	応募書類の受付期間	7月31日（水）及び8月1日（木）
カ	審査・選定（面接審査実施）	9月3日（火）
キ	選定結果の通知・公表	9月中旬 予定
ク	指定管理者の指定	12月 予定
ケ	指定管理者との協定締結	令和2年3月 予定

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、環境創造局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募資料のウェブサイト掲載

掲載場所 横浜市環境創造局のホームページ

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kankyo/kansatsu/shiteikanri2020koubo.html>

※紙文書での配布はしませんのでご了承ください。

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地の見学会及び応募に関する説明会を次のとおり開催します。参加をしない場合、応募ができないこととしていますので、応募を予定している団体は必ずご参加ください。当日は公募要項等の資料は配布しませんので、各自ご持参ください。

- (ア) 開催日時：令和元年7月4日（木）午前9時30分から12時00分まで
- (イ) 開催場所：自然観察センター 研修室（横浜自然観察の森内）
- (ウ) 参加人数：各団体2名以内とします。
- (エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、7月3日（水）午後1時までに、E-mail等で「横浜自然観察の森応募説明会申込書」（別紙1）を横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課森づくり担当にお送りください。

エ 質問の受付

公募の内容に関する質問は、現地見学会及び応募説明会に参加された団体のみを対象として、質問書により受け付けます。

- (ア) 受付期間：令和元年7月5日（金）午前9時から7月10日（水）午後5時まで
- (イ) 受付方法：E-Mail等で「質問書」（別紙2）を横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課森づくり担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：令和元年7月17日（水）（予定）に、環境創造局ホームページへの掲載により回答します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kankyo/kansatsu/shiteikanri2020koubo.html>

カ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類：「5（4）応募手続きについて」を参照
- (イ) 受付期間：令和元年7月31日（水）及び8月1日（木）の午前9時から午後3時まで
- (ウ) 受付方法：環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課森づくり担当まで、直接ご持参ください。なお、応募説明会及び現地見学会に参加をしていない団体は応募できません。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市環境創造局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、応募団体は施設長予定者を必ず含めた合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市環境創造局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市環境創造局長が指定の通知を行うことにより、横浜自然観察の森の指定管理者として正式に指定されます。

イ 横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会(敬称略)

	氏 名	備 考
委員長	倉本 宣	明治大学農学部 教授
委員	芦川 弘	栄区上郷東連合町会 会長
委員	上野 寛子	明治学院大学教養教育センター 准教授
委員	田中 操	田中操税理士事務所 税理士
委員	古瀬 浩史	帝京科学大学生命環境学部 教授

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項 目	審査の視点	対応様式
1 団体の状況		
(1) 団体の理念、管理運営にあたっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 横浜自然観察の森の設置目的である自然保護思想の普及及び向上を図るものとなっているか。 身近な自然環境の保全及び自然保護教育の拠点となる管理運営となっているか。 	10, 12
(2) 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的や地域特性等を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。 	11
(3) 団体の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> 団体の財務状況は健全で、継続的な運営が可能か。 	12
(4) 団体の活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設の管理運営等、管理運営が実施できる十分な実績があるか。 	13
2 管理運営体制等		
(1) 職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> 建物、設備及び園地の維持管理や、管理運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 職員の資質向上のための研修が具体的に計画されているか。 	14
(2) 災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> 事件、事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割や地域・消防局等と連携した取組が計画されているか。 	14 15
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意見、要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。 	16
(4) 横浜市の重要施策を踏まえた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。 	17

3 施設の維持管理		
(1) 建物及び設備の維持管理	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	19
(2) 園地及び樹木の維持管理	・「横浜自然観察の森保全管理計画」に基づき、利用者の安全や生物多様性に配慮した内容となっているか。 ・順応的な環境管理が実行可能な計画となっているか。	20
4 事業の企画・実施		
(1) 普及・教育、行事の実施	・一般来園者対応、団体利用者対応、展示・ワークシートによる解説が適切に行われる内容となっているか。 ・「関心・行動・協働」の段階を踏まえた行事が計画されているか。	21
(2) ボランティアコーディネート	・当該施設のボランティアグループである「横浜自然観察の森友の会」と協力しながら、団体が自主運営し、活動が円滑に行えるコーディネート内容になっているか。	22
(3) 関係機関及び地域団体との連携・協働	・関係機関、近隣施設及び自治会町内会など地域の団体との連携・協働の考え方は適切か。	23
(4) 広報、利用者サービスの向上、利用促進策	・利用者数、事業への参加者数やサービス向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	18
(5) 環境調査	・モニタリング調査、環境教育効果測定調査、生物保全基礎調査及び観察資源調査が適切かつ継続的に行われる計画となっているか。	24
(6) ウェルカムセンターとしての機能	・「横浜みどりアップ計画」の趣旨を踏まえた、市民向けイベント、企業 CSR 活動支援がなされているか。 ・教育効果の高い学校教育向けプログラムや、教員の学習、研究に対する支援などの取組が計画されているか	25
(7) 地域特性の理解及び、課題を踏まえた事業提案	・地域特性を理解し、課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	26
5 収支計画及び指定管理料		
(1) 指定管理料の額	・収支計画が適切であり、有料施設(研修室)の運用や効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	27
6 加減点項目		
(1) 市内中小業者等であるか	市内中小企業または地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	

応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。（共同事業体での応募の場合は構成団体すべての財務状況を確認し、総合的に評価します。）

なお、応募団体が提案する「指定管理料」が、横浜市が提示する「指定管理料上限額」より上回る場合は、横浜市が求める要件を満たしていないため、認められません。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、環境創造局のホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、環境創造局みどりアップ推進課の窓口で閲覧に供します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを2部提出してください。提案書の表紙を含め所定の様式を必ず使用してください。様式を遵守しない場合は応募を受け付けません。なお、写しの書類のうち1部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。なお、申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

また、財務状況の審査のため「直近3年間(事業年度)の貸借対照表、財産目録、損益計算書」については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを1部提出してください。

※「様式9～様式27の提案書類一式」と「様式賃-1」については、上記の原本1部、写し2部の他に、製本してある8部の写しと電子データ(PDFとWord又はExcel形式)が入ったCD-ROM2枚を提出してください。

ア 指定申請書(様式1) (横浜自然観察の森条例施行規則 別記様式)

イ 団体の概要(様式2)

※共同事業体の場合 共同事業体の結成に関する申請書(様式2-2)

※共同事業体の場合 共同事業体構成団体表(様式2-3)

ウ 申請団体役員名簿(様式3)

※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出してください。

エ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式4)

オ 定款、規約その他これらに類する書類(様式指定なし)

カ 法人にあっては、法人の登記事項証明書(様式指定なし)

キ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式指定なし)

ク 直近3年間(事業年度)の貸借対照表、財産目録、損益計算書(様式指定なし)

※任意団体においては、これらに類する書類

※公益法人の場合は、直近3か年の公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付

※提出していただく写し(ファイル綴じ)のうち1部については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを1部提出してください。

ケ 税務署発行の納税証明書「その3の3」(様式指定なし)

※法人税・消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書になります。

- コ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 5）
※現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- サ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 6）
※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- シ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類（様式指定なし）
※労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ス 健康保険の加入を確認できる書類（様式指定なし）
※年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- セ 厚生年金保険の加入を確認できる書類（様式指定なし）
※年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ソ 労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式 7）
※労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入のいずれかに加入する必要があるため、領収書の写し等の提出ができない場合に限りします。
- タ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）（様式指定なし）
- チ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの（様式指定なし）
- ツ 辞退届（様式 8）

提案書類(提案書類をもって、事業計画書とみなします。)

- テ 提案書の提出について（様式 9）
※提案書の表紙となるものです。
- ト 管理運営にあたっての基本方針（様式 10）
- ナ 応募理由（様式 11）
- ニ 団体の状況及び団体の財務状況（様式 12）
- ヌ 団体の活動実績（様式 13）
- ネ 現地の管理運営体制、必要人材の配置と職能、育成（様式 14）
- ノ 災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策（様式 15）
- ハ 要望・苦情への対応（様式 16）
- ヒ 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組（様式 17）
- フ 広報、利用者サービスの向上・利用促進策（様式 18）
- ヘ 建物及び設備の維持管理（様式 19）
- ホ 園地及び樹木の維持管理（様式 20）
- マ 普及・教育、行事实施（様式 21）
- ミ ボランティアコーディネート（様式 22）
- ム 関係機関及び地域団体との連携・協働（様式 23）
- メ 環境調査（様式 24）
- モ ウェルカムセンターとしての機能（様式 25）
- ヤ 地域特性の理解及び、課題を踏まえた事業提案（様式 26）
- ユ 収支計画（指定管理料提案を含む）（様式 27）
※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について 共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「(様式 2)団体の概要」の次に、

以下の2点の書類を添付してください。

- ・ 共同事業体の結成に関する申請書(様式 2-2)
- ・ 共同事業体構成団体表(様式 2-3)

※ 各申請書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。(以下「団体」という)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿(様式6)」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書(様式5-2)」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた

場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ①オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

環境創造局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は環境創造局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者の変更

指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為(会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。)等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ⑨ 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する市の実費（①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。